

相続手続き

名義変更

相続税

相続の
相談実績

3,400件以上

相続の専門家が対応!

相続の無料相談会

8日間開催

事前予約制

2021年

11月

12(金) 13(土) 14(日) 15(月)

16(火) 17(水) 18(木) 19(金)

日時
会場

相談
会場
1

11/12(金) 13(土) 14(日) [10:00~16:00]

泉ヶ丘センタービル第3集会室

〒590-0115 堺市南区茶山台1丁2番1号 泉ヶ丘センタービル4階

相談
会場
2

11/15(月)~19(金) [10:00~16:00]

シーファースト
司法書士法人C-first 堺事務所

〒590-0075 堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル5階

駐車場

1時間無料サービス

※浦本モータープールのみ可
(駐車券をお持ち下さい)



ご予約
ダイヤル

シーファースト
司法書士法人C-first ※事前予約制

☎0120-25-6565

ネット予約も
24時間
受付中!



当事務所の
新型コロナウイルスへの
対策につきまして

当事務所では皆様少しでも安心してご来所いただけるよう下記に取り組んでいます。

- アクリル板の設置
- 消毒液を利用した手の殺菌
- 定期的な換気
- マスクを着用した面談
- 空気清浄機・サーキュレーターの設置
- 検温の実施

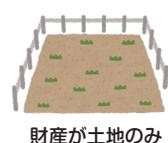
その他ご不安な事に関しましては当事務所までお問い合わせくださいませ。

泉北エリアで不動産を相続された方へ、手続きはお済みでしょうか?

このようなケースは相続不動産の売却をおすすめします!

ケース1 遺産が土地のみで、相続人が複数人の場合

土地を共有名義で相続しても、将来的に「売却する」、「自宅を建てたい」、「貸したい」などの土地活用をする際に、全員の同意が必要になり、揉める原因となってしまいます。



財産が土地のみ

土地活用する際、全員の同意が必要



相続人A



相続人B



相続人C

ケース2 今後、住む予定のない不動産を相続した場合

修繕費用、管理費用などが掛かり、固定資産税を払い続けなくてはならないなど不動産を保持していることで負担になることがあります。



住む予定のない不動産

維持費

管理費用

固定資産税



相続人A

ケース3 親が高齢で認知症のリスクがある場合

実家が親名義の場合、高齢になったときに実家をどうするかという問題があります。親に介護が必要になり施設に入所する場合、実家を売却して入所の資金に充てたいと考える方もいらっしゃいます。介護施設に入所前に親が認知症になってしまうと、実家の売却が困難になることがあり、結局実家を処分できず苦勞するケースが多数あります。



相続人A



母
認知症



親名義の不動産

売却が困難

ケース4 納税資金を融通しないとイケない場合

相続税は、原則として現金で納めるルールであり、相続発生後10ヶ月以内に相続税を納付する必要があります。それを超えると追加で延滞税を納めなければなりません。



10ヶ月以内に
現金で納める

相続手続きでこんなお悩みありませんか？※相続手続きには期限があります！

相続不動産

- 将来的に利用予定のない土地を売却したい。
- 維持・管理が難しい不動産を保有している。
- 実家が共有名義で相続人間で話し合いが進まない。
- 不動産の売却価格を査定して欲しい。



相続手続きから相続不動産の売却までを一括してサポートします。

不動産・預貯金の名義変更

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法がわからない。
- 相続した口座や不動産、自動車などの名義を一括して変更したい。



財産の名義変更をしないで放置しておく、後で様々なトラブルが起こります。

相続税申告

- 相続税がどの程度かかるか知りたい。
- 相続税申告に必要な手続きを知りたい。
- 税務署から書類が送られてきた、税務調査が心配。



経験豊富な税理士が、相続税申告の方法や相続税申告の準備のご提案をします。

遺産分割

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 疎遠の相続人がいて手続きが進むか不安。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。
- 他の相続人と話をせずに、手続きを進めたい。



亡くなられた方の遺志を尊重し、遺された相続人とトラブルにならないようお手伝いいたします。

相続税申告には期限があります！

相続税の申告は、被相続人が亡くなってから10ヶ月以内にしなければなりません。手続きを放置しているとあっという間に10ヶ月が経ってしまいます。

- 自分で手続きを行おうと思ったけど、間に合わなかった…
- 相続税申告に期限があるなんて知らなかった…
- 手続きに必要な書類が分からなくて進まない…
- 税務署から「相続税についてのお尋ね」の書類がきて、思い出した…



相続税申告も放置せずすぐに相続の専門家へ相談を！

当日は私たち相続の専門家が皆様のお悩みにお答えします

シーファースト 司法書士法人C-first

司法書士 江邊 慶子

●大阪司法書士会所属
登録番号:4382



今まで個人的には500件以上の相続や遺言のご相談をお伺いしましたが、やはり相談をすること自体とても勇気があることだと思います。ただ、お越し頂いたお客様は「話せて良かった。」「任せて気持ちが楽になった。｣とおっしゃる方がたくさんいます。弊所は本当に堅苦しくない事務所ですのでお気軽にお越しください。

共催税理士事務所

木村和彦税理士事務所

税理士 木村 和彦

●税理士登録番号 近畿税理士会堺支部 第138084号



今年10月より堺泉北相続相談室を開設いたしました。当相談室は税務署での勤務経験が豊富な代表税理士が運営しております。相続に関するお悩みはお客さまによって様々です。まずは当相談室にご相談ください。財産の種類や相続財産の額に関わりなく、わかりやすく丁寧な対応で取り組んでまいります。安心してご相談ください。

相続手続きについてわかりやすく解説!
「あんしん相続ガイドブック」をプレゼント!



先着30名様に無料プレゼント!

相談をご希望の方は
事前申し込みをお願い致します。

0120-25-6565

受付時間
平日9時～18時



シーファースト 司法書士法人C-first

●堺事務所

〒590-0075堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル5階

TEL: 072-232-7600

当事務所ウェブサイトから情報発信中!

相続 堺東

検索



<https://www.sakai-souzoku-yuigon.com/>

木村和彦税理士事務所

〒599-8253 大阪府堺市中区深阪6-21-15

TEL:072-236-1117

当事務所ウェブサイトから情報発信中!



<https://taxaccountantoffice-kimura.com/>